



国道252号あいよし橋雪崩流失等に係る

南会津地方対策本部会議【第5回】

資 料

福島県南会津建設事務所

1. 被災概要



3. 今後の工程について

国道252号のあいよし橋付近は、降雪により11月から現地の作業が制限されるため、工事期間が実質1年間の内6ヶ月程度となることから、災害復旧事業の完了までには複数年が必要となります。

令和5年度は「あいよし橋の旧橋撤去工事」の速やかな着手に努めるとともに、本体工事の詳細設計や用地買収等、必要な準備を進めます。

令和6年度以降については、詳細設計を進めていき国等関係機関と調整しながら、早期復旧に向けた検討を進めます。

(なお、令和5年度以降の災害復旧事業の工事期間中においても、令和4年度と同様に交通を確保します。)

4. 南会津地方対策本部の解散について

【南会津地方対策本部の設置目的】

令和4年2月～3月にかけて発生した国道252号あいよし橋の流失等に関して、関係機関が連携・協力し、速やかに安全な通行を確保することを目的とする。



【経過】

- ・ 令和4年3月11日（金） 南会津地方対策本部会議を設置
- ・ 令和4年7月10日（日） 11時～ 再開通（片側交互通行・夜間（19時～6時）通行止）
- ・ 7月22日（金） 24時間交通開放（片側交互通行）
- ・ 11月7日（月） 16時～ 通行止（出逢橋桁切断工事のため）
- ・ 11月14日（月） 災害査定を受検
- ・ 12月1日（木） 9時～ 冬期通行止
- ・ 令和5年2月2日（木） 保留解除（災害復旧事業の実施が決定）



- ・ 迂回路の安全対策が完了し、通行を確保したこと。
- ・ 「災害復旧事業」の実施が決定したこと。
- ⇒ 上記から、令和5年2月17日（金）をもって「南会津地方対策本部会議」を解散します。

※引き続き、「災害復旧事業の進捗状況」などについて、HP等で情報提供します。

（今後、現地で雪解けによる雪崩等が発生した際には、速やかに適切な対応を行います。）